

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社リミックスポイント
【英訳名】	Remixpoint, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 登
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町20-14
【電話番号】	03-6206-2220
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 栗原 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町20-14
【電話番号】	03-6206-2220
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 栗原 一成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 31,514,595円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 131,499,095円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に関して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月26日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、第6期有価証券報告書（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）を平成21年6月30日に提出したことが及び一部訂正すべき事項があったことに伴い、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	1,855個
発行価額の総額	31,514,595円
発行価額	新株予約権1個当たり16,989円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月16日～平成21年7月17日
申込拠出金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 管理本部
払込期間	平成21年7月16日～平成21年7月31日
割当日	平成21年8月1日
申込取扱銀行	三菱東京UFJ銀行麹町中央支店

(省略)

(注)3 各割当予定先の選定理由は下記のとおりであります。

当社は、平成21年3月期連結会計年度において、金融不安のあおりを受け、新規

IT投資の圧縮による受託開発プロジェクトの凍結及び新規受注やプロダクトの販売不振、大型受託開発における外注費の増加や不採算事業の売却などにより、115,223千円の債務超過となりました。また、1年以内返済予定の金融機関借入金及び1年以内返済予定社債の合計が463,597千円あり、同期に係る連結財務諸表及び(個別)財務諸表においては、継続企業の前提に関する注記が付されております。

このような当社グループの経営状態下において、返済延期や金融機関からの追加借入は困難であり、かつ金融機関借入金の弁済期について、交渉中ではありますが早期返済を求められております。

このため当社は、平成21年4月13日開催の取締役会において、第6期定時株主総会における有利発行に関する議案の承認を条件に、第三者割当増資について決議し、また主要割当予定者である松本卓也氏が代表を務める株式会社トラストファイナンスより、同日付けにて公表しました「資金の借入に関するお知らせ」のとおり、2億円の借入を行うことを決議し、早期に債務超過の解消及び金融機関への返済金の確保を図る予定でございました。しかしながら、借入につきましては平成21年4月28日の「資金の借入遅延に関するお知らせ」のとおり、同社の内部事情により貸し付けを延期したい旨の申し入れを受けたものの、かかる借入の実行に関して十分な討議に依拠いただけないまま同社からの借入が実行されませんでした。当該状況を踏まえて、当社といたしましては、第三者割当増資による同氏への新株の割り当てにつきましても、払込みが実行される可能性が低く、同氏及び同氏よりご紹介頂いた引受予定者に当社の株式を取得頂くことは望ましくないと判断し、平成21年6月3日に「第三者割当による新株式発行(金銭出資及び現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の中止及び主要株主の異動の中止に関するお知らせ)のとおり、先の第三者割当増資の中止を同日開催の取締役会において決議しております。

当社は割当先を選定するにあたり、当社が独立性を保ちながら事業を安定継続できる経営環境の再建に向けて、当社の経営状況および経営の基本的な方針について十分な理解があり、その上でご支援いただける投資家を第一に考えております。

今回の第三者割当増資において割当を予定している株式会社ARMOR HOLDINGS(代表取締役岩本陽二)は、食品、美容、F1関連分野等で事業を展開する子会社13社(以下「ARMOR HOLDINGSグループ」という。)のホールディングカンパニーとして、経営戦略の策定並びに経営管理全般に中心に運営がされており、インキュベーション事業において実績を残し、業績を伸ばしております。今回の第三者割当増資により、当社はARMOR HOLDINGSグループに対し当社グループが展開している情報通信サービスなどを提供することが可能であり、ARMOR HOLDINGSグループにおけるシステム開発や運営受託、サービス企画やサービス運営をはじめとする当社グループとの業務提携なども見込めます。よって中長期的においても当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しております。

また代表取締役である岩本陽二氏及び取締役の田中琢氏は、多分野におけるベンチャー企業の経営のご経歴を持ち、前述の当社を取り巻く厳しい事業環境及び当社の財務の現状を十分ご理解いただき、その上で中長期的視点に立った安定大株主として、当社の経営戦略にご協力をいただけるパートナーであると判断しております。

なお、同社は前会計年度において67,976千円の純損失となっておりますが、当社は同社のキャッシュフローを書面で確認し、別添の発行要領に記載の払込期間を設定することで、同社の自己資金で払込期間内に払込総額が充当されると判断しております。

また当社は、民間の調査会社により割当予定先及びその関係者が反社会的勢力との繋がりが確認できないことを確認するとともに、割当予定先より、同内容の誓約書を受領しております。

(訂正後)

発行数	1,855個
-----	--------

発行価額の総額	31,514,595円
発行価額	新株予約権 1個当たり16,989円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月16日～平成21年7月17日
申込拠出金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 管理本部
払込期間	平成21年7月16日～平成21年7月31日
割当日	平成21年7月17日
申込取扱銀行	三菱東京UFJ銀行麹町中央支店

（省略）

（注）3 各割当予定先の選定理由は下記のとおりであります。

当社は、平成21年3月期連結会計年度において、金融不安のあおりを受け、新規

IT投資の圧縮による受託開発プロジェクトの凍結及び新規受注やプロダクトの販売不振、大型受託開発における外注費の増加や不採算事業の売却などにより、115,223千円の債務超過となりました。また、1年以内返済予定の金融機関借入金及び1年以内返済予定社債の合計が463,597千円あり、同期に係る連結財務諸表及び（個別）財務諸表においては、継続企業の前提に関する注記が付されております。

このような当社グループの経営状態下において、返済延期や金融機関からの追加借入は困難であり、かつ金融機関借入金の弁済期について、交渉中ではありますが早期返済を求められております。

このため当社は、平成21年4月13日開催の取締役会において、第6期定時株主総会における有利発行に関する議案の承認を条件に、第三者割当増資について決議し、また主要割当予定者である松本卓也氏が代表を務める株式会社トラストファイナンスより、同日付けにて公表しました「資金の借入に関するお知らせ」のとおり、2億円の借入を行うことを決議し、早期に債務超過の解消及び金融機関への返済金の確保を図る予定でございました。しかしながら、借入につきましては平成21年4月28日の「資金の借入遅延に関するお知らせ」のとおり、同社の内部事情により貸し付けを延期したい旨の申し入れを受けたものの、かかる借入の実行に関して十分な討議に依りていただけないまま同社からの借入が実行されませんでした。当該状況を踏まえて、当社といたしましては、第三者割当増資による同氏への新株の割り当てにつきましても、払込みが実行される可能性が低く、同氏及び同氏よりご紹介頂いた引受予定者に当社の株式を取得頂くことは望ましくないと判断し、平成21年6月3日に「第三者割当による新株式発行（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の中止及び主要株主の異動の中止に関するお知らせ）のとおり、先の第三者割当増資の中止を同日開催の取締役会において決議しております。

当社は割当先を選定するにあたり、当社が独立性を保ちながら事業を安定継続できる経営環境の再建に向けて、当社の経営状況および経営の基本的な方針について十分な理解があり、その上でご支援いただける投資家を第一に考えております。

今回の第三者割当増資において割当を予定している株式会社ARMOR HOLDINGS（代表取締役岩本陽二）及び同社取締役田中琢氏は、食品、美容、F1関連分野等で事業を展開する子会社13社（以下「ARMOR HOLDINGSグループ」という。）のホールディングカンパニーとして、経営戦略の策定並びに経営管理全般に中心に運営がされており、インキュベーション事業において

実績を残し、業績を伸ばしております。今回の第三者割当増資により、当社はARMOR HOLDINGSグループに対し当社グループが展開している情報通信サービスなどを提供することが可能であり、ARMOR HOLDINGSグループにおけるシステム開発や運営受託、サービス企画やサービス運営をはじめとする当社グループとの業務提携なども見込めます。よって中長期的においても当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しております。

また代表取締役である岩本陽二氏及び取締役の田中琢氏は、多分野におけるベンチャー企業の経営のご経歴を持ち、前述の当社を取り巻く厳しい事業環境及び当社の財務の現状を十分ご理解いただき、その上で中長期的視点に立った安定大株主として、当社の経営戦略にご協力をいただけるパートナーであると判断しております。

なお、同社は前会計年度において67,976千円の純損失となっておりますが、当社は同社のキャッシュフローを書面で確認し、別添の発行要領に記載の払込期間を設定することで、同社の自己資金で払込期間内に払込総額が充当されると判断しております。田中琢氏においても、自己資金での払込が行われることを口頭にて確認しております。

また当社は、民間の調査会社により割当予定先及びその関係者、田中琢氏が反社会的勢力との繋がりつながらないことを確認するとともに、割当予定先より、同内容の誓約書を受領しております。

(2) 【新株予約権の内容等】

(省略)

(訂正前)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 2 新株予約権の行使請求取次場所 自己のために開設された口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)で当社普通株式の振替を行うためのものが開設された口座管理機関(振替法第2条第4項に定義される口座管理機関(振替法第2条第4項に定義される口座管理機関をいう。)) 3 払込取扱場所 三菱UFJ銀行銀行麹町中央支店
------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 <u>株式会社リミックスポイント 管理本部</u> <u>東京都中央区日本橋箱崎町20番14号</u> 2 新株予約権の行使請求取次場所 自己のために開設された口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)で当社普通株式の振替を行うためのものが開設された口座管理機関(振替法第2条第4項に定義される口座管理機関(振替法第2条第4項に定義される口座管理機関をいう。)) 3 払込取扱場所 三菱UFJ銀行銀行麹町中央支店
------------------------------	---

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

（1）継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

（省略）

（2）上場維持リスクについて

（省略）

2．臨時報告書の提出

（省略）

3．最近の業績の概要

（省略）

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

「(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について」の全文削除

「(2) 上場維持リスクについて」の全文削除

「2．臨時報告書の提出」の全文削除

「3．最近の業績の概要」の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第 3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月17日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 <u>平成20年4月1日</u> 至 <u>平成21年3月31日</u>	<u>平成21年6月30日</u> 関東財務局長に提出
---------	---------------	---	--------------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 育 良

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 猛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月30日

株式会社リミックスポイント
取締役会御中

プライム監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 勝 美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 高 泉

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において425百万円の営業損失及び552百万円の当期純損失を計上し、当連結会計年度においても245百万円の営業損失及び475百万円の当期純損失を計上し、当連結会計年度末において115百万円の債務超過となっている。また、営業キャッシュ・フローにおいても2期連続でマイナスとなり、継続企業に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社パスタカードの全株式を株式会社ミラピリスへ譲渡することを決議し、平

成21年4月30日に譲渡が完了した。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式発行の決議を行った。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の取締役会において、新株予約権発行の決議を行った。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 育 良

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 猛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月30日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

プライム監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 勝 美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 高 泉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において433百万円の営業損失及び591百万円の当期純損失を計上し、当事業年度においても385百万円の営業損失及び518百万円の当期純損失を計上している。この結果当事業年度末に200百万円の債務超過になり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社パスタカードの全株式を株式会社ミラピリスへ譲渡することを決議し、平成21年4月30日に譲渡が完了した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式発行の決議を行った。

4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の取締役会において、新株予約権発行の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。